

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

興部町の人口は、戦後の海外引揚者と本州からの移住者による開拓入植などで、昭和 35 年には 9,363 人であったが、農業者の高齢化や担い手不足による離農、林業の衰退が起因して、関連産業就業者や若年層の町外流出が相次ぎ、昭和 60 年には 6,319 人、平成 12 年には 4,965 人、平成 22 年には 4,301 人と、今日まで人口減少に歯止めが掛からない状況で推移している。また、人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この 20 年の間に高齢化率は 18.6%から（平成 7 年国勢調査）から 31.4%（平成 27 年国勢調査）に上昇する一方、生産年齢人口は 3 割以上減少している（H7：3,425 人→H27：2,218 人 △35.2%）。高齢化率は平成 37 年には 36.3%になる（高齢者保健福祉計画）と想定しており、生産年齢人口の更なる減少が見込まれる。

興部町の産業は生乳、肉用牛などの酪農畜産業、広大な森林認証エリアで環境に配慮した持続的な林業、ホタテ、サケ、カニ等を中心とする漁業などの第一次産業を主体としているが、これらの第一次産品を原料とした水産加工業などの第二次産業も盛んであり、その大半を中小企業が担っている。

各産業を従業者数で見ると、第 3 次産業（サービス業その他）が最も多く 47.61%となり、次いで第 1 次産業（農林漁業）27.18%、第 3 位が第 2 次産業（建設業・製造業）25.20%となっている。（平成 27 年国勢調査）

現在、町内の中小企業者は減少傾向にあり、さらに人手不足、担い手不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内中小企業者に対して独自の支援策を講じてきてはいるが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、人手不足等に対応した事業基盤の構築や担い手対策などを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

労働生産性向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により中小企業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。

このため、生産性向上特別措置法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

興部町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

興部町の産業は、漁港が存在する2地域（興部地区、沙留地区）と酪農が存在する5地域（宇津地区、秋里地区、豊野地区、住吉地区、富丘地区）と町内の広範囲に及んでいる。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

興部町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

また、興部町外の中小企業が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、興部町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。